

資料 4-2 (共通)	H22. 3. 25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害者自立支援給付支払等システムの運用について

(注) 現時点での整理であり、今後変更がありうるものです。

1 暫定「警告」の移行について

障害者自立支援給付支払等システムの点検時において、台帳情報と請求情報の不整合について、暫定的に「エラー」とせず、「警告」として、市町村の判断により支払いが可能となっていた項目がありますが、この度、平成22年7月請求時（6月サービス提供分）より、「警告」から「エラー」への移行が開始されることとなりました。

2 本市での警告発生事例概要

本市で、これまで支払い可能としてきた障害福祉サービスの警告発生事例として、以下のようなものが挙げられます。

(1) 明細書関連

- 契約開始年月日、サービス開始年月日等の軽微な日付の入力誤り。
- 給付率の設定誤り。

(2) 実績記録票関連

- 実績記録票と明細書で、合計時間数や加算の回数が一致していない。
- サービス提供時間、算定時間数等の数値が実績記録票内で不整合。

(3) 上限額管理結果票関連

- 上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で一致していない
- 総費用額や利用者負担額（1割相当分）が上限額管理結果票と明細書で一致していない。

※ 過誤申立や市町村審査返戻後の月遅れ請求時に上限額管理結果票が修正されていないと思われる事例が多数見受けられます

3 今後の対応について

各事業所におかれましては、テストIDを使用した接続確認（テスト請求）、マニュアルの確認等により、「警告」及び「エラー」の縮減に努めてください。特に上限額管理に係る「警告」については、「エラー」移行によって、自事業所だけでなく、他事業所の支払いが滞る可能性もありますので、関係事業所との緊密な連絡調整をお願いします。